ACSES ニュースレター_２１７２号（2021 年９月２日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（17 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(電気こんろ、電動草刈機(充電式))〈消費者庁〉
・労働基準関係法令違反に係る公表事案〈厚生労働省〉
・景品表示法に基づく法的措置件数の推移及び措置事件の概要の公表〈消費者庁〉
・夕食後、教授に突然抱きつかれた女性研究者…終わらないハラスメント〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・救急救命士法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 149 号）〈官報〉
・タイガー魔法瓶株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について〈消費者庁〉／“こぼれないケトル”CM は不当宣伝 タイガー魔法瓶に措置命令〈放送報道〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・福島原発事故から 10 年、森林－河川生態系を移動する放射性セシウムの動きを紐解く〈国立環境研究所〉
[大災害対策]
・「備蓄食 食べられない」をなくせ デジタルで変える災害の備え〈放送報道〉
・自然災害時にまさかの製品事故！？～停電時のＣＯ中毒にも注意！～〈製品評価技術基盤機構〉
・椙山女学園大ゼミ、大川小の記録映画制作　国際女性映画祭で上映〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 健康安全
◇“在宅勤務中も禁煙”求める企業相次ぐ〈放送報道〉
[4] 医薬品
◇後発医薬品製造所等に対する無通告立入検査を実施しました〈厚生労働省〉
◇調剤医療費（電算処理分）の動向　令和２年度版〈厚生労働省〉
◇「令和２年度　調剤医療費（電算処理分）の動向」を公表します　～調剤医療費（電算処理分）の年度集計結果～〈厚生労働省〉
◇最近の調剤医療費（電算処理分）の動向 令和２年度３月号〈厚生労働省〉
[5] 農薬
◇農薬「メトミノストロビン」に係る食品健康影響評価を公表しました〈内閣府食品安全委員会〉
◇農薬「フェンピロキシメート」に係る食品健康影響評価を公表しました〈内閣府食品安全委員会〉
◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
[6] 食品安全衛生関係
◇食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法〈厚生労働省〉
◇デンマーク産牛肉等の輸入条件を見直しました〈厚生労働省・農林水産省〉

菊芋（キクイモ）

◇食品安全関係情報を更新しました〈内閣府食品安全委員会〉
◇将来の不確実性を考慮に入れた飢餓リスクとその対応策の算定〈国立環境研究所〉
[7] 環境安全関係
◇日本の 2000 年から 2015 年の窒素収支を解明－持続可能な窒素利用の実現に向け基礎情報を提供－〈国立環境研究所〉
[8] エネルギー問題
◇テレビ・温水器の省エネラベル表示が変わります〈経済産業省〉
◇再生可能エネルギー設備等の設置状況〈文部科学省〉
◇再生可能エネルギー設備等の設置状況に関する調査結果について〈文部科学省〉
[9] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］ ２件 ［公募結果、意見募集結果］ １件 ［調査結果］ ４件 ［統計資料］ １件
[10] その他省庁発表
◇大学設置基準及び大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令（文部科学省令第 42 号）
◇大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示（文部科学省告示第 153 号）
◇令和四年度の私立の大学の学部の収容定員を増加する学則の変更の認可の申請に係る文部科学大臣が定める期間の告示（文部科学省告示第 154 号）
◇その他：２件
[11] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］ ６件 ［開催記録、報告、資料等］ １件
[付録]
◇「備蓄食 食べられない」をなくせ デジタルで変える災害の備え〈放送報道〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(電気こんろ、電動草刈機(充電式))
＜消費者庁 2021 年 8 月 31 日＞ https://www.caa.go.jp/notice/entry/025502/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_210831_01.pdf
特記事項:
・松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社)が製造し、株式会社日立ハウステック(現 株式会社ハウステック)が販売した電気こんろのリコール(無償改修)
・株式会社丸山製作所が輸入した電動草刈機(充電式)のリコール(回収・交換)
１．ガス機器・石油機器に関する事故：１件
（うち石油給湯機１件）
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：２件
（うち電気こんろ１件、電動草刈機（充電式） １件）
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：12 件
（うち電動アシスト自転車１件、発電機（携帯型） １件、自転車１件、延長コード１件、除湿機１件、ベッドフレーム１件、食器洗い乾燥機１件、リチウム電池内蔵充電器１件、チェーンソー１件、エアコン（窓用） １件、ノートパソコン１件、テレビ（ブラウン管型） １件）

・労働基準関係法令違反に係る公表事案
＜厚生労働省　2021 年 8 月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g3iAnj0aaW1WvcERY

・景品表示法に基づく法的措置件数の推移及び措置事件の概要の公表(令和 3 年 7 月 31 日現在)
＜消費者庁　2021 年 8 月 31 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024740/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/information_other_210831_0001.pdf

---

・夕食後、教授に突然抱きつかれた女性研究者…終わらないハラスメント
＜朝日新聞　2021 年 9 月 1 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP854R4GP7WULBJ008.html
大学で働く女性研究者は数年前、海外で開かれた学会に男性教授と 2 人で出席した。旧知の研究者に会えるし、新しいデータを発表できる。前から楽しみにしていた学会だった。
　教授に夕食に誘われたのも、自然な流れだった。それまでも教授と 2 人で食事に行ったことがあり、この学会には同じ研究室から 2 人しか参加していない。教授はいつものように、ご機嫌にお酒を飲んでいた。
　女性はお酒が苦手だったが、「教授が目の前でこんなに気分よく飲んでいるのに断れないな」と仕方なく、頭痛を我慢しながらつきあった。
　食事を終え、レストランからホテルまで歩いて帰る途中のことだった。薄暗く、人気のない場所で突然、横を並んで歩いていたはずの教授が正面から抱きついてきた。
　「これは、まずい」
　信頼していた教授からの、予想外の行動に困惑した。無言で両手をバタバタさせ、ようやくほどいてもらった。この間、10～20 秒ほど。教授はすぐに、何事もなかったように歩き始めた。女性はむっとしながら、後を追った。
　「教授は、私の気持ちなんてちっとも気にしていないんだ」。見くびられているような、情けない気持ちになった。もう、これ以上何も起きないでくれと祈りながら、ホテルの部屋に戻ることだけを考えた。
　「私は圧倒的に弱い立場なので、何も言えずに我慢してしまいました」
　女性の任期は定期的に契約更新があるため、身分が不安定だ。それに研究者の評価において、もっとも重要といえる論文が出版できるかどうかも教授次第。教授に将来を握られているから逆らえない。
　学会中はその後も、たびたび食事に誘われた。
　ある晩、何げない会話の中で突然、「君は僕のスイートエンジェル」と言われた。
　耳を疑った。普通、こんな言葉は夫婦か恋人間でしか言わないだろう。みんなから尊敬されるような教授が、こんな変なことを言うはずがない。お酒のせいかな……。気持ち悪いと思ったが、適当にうけ流した。
　だが、それで終わりではなかった。
次の論文は、そして来年の契約は……。指導教授からのセクハラが続くなか、女性はさらに追い込まれていきます。
　出張中に長時間、車で移動す…

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***
・**救急救命士法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 149 号）**
　［官報］　令和 3 年 9 月 1 日　本紙　第 566 号　2 頁
　https://kanpou.npb.go.jp/20210901/20210901h00566/20210901h005660002f.html
○厚生労働省令第 149 号
　救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第四十四条第三項の規定に基づき、救急救命士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
　令和 3 年 9 月 1 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久
　救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
目次 第一章・第二章　（略） 第三章　（第二十一条－第二十六条） 附則 （法第四十四条第一項の厚生労働省令で定める救急救命処置） **第二十一条**　法第四十四条第一項の厚生労働省令で定める救急救命処置は、重度傷病者（その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者をいう。次条及び第二十三条において同じ。）のうち、心肺機能停止状態の患者に対するものにあっては第一号（静脈路確保のためのものに限る。）から第三号までに掲げるものとし、心肺機能停止状態でない患者に対するものにあっては第一号及び第三号に掲げるものとする。 一～三　（略） （研修の実施） **第二十三条**　救急救命士が勤務する病院又は診療所の管理者は、法第四十四条第三項に規定する研修を実施し、当該救急救命士に重度傷病者が当該病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に入院するまでの間（当該重度傷病者が入院しない場合は、当該病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に滞在している間）において救急救命処置を行わせようとするときは、あらかじめ、救急救命士による救急救命処置の実施に関する委員会を当該病院又は診療所内に設置するとともに、当該研修の内容に関する当該委員会における協議の結果に基づき、当該研修を実施しなければならない。 （法第四十四条第三項の厚生労働省令で定める事項） **第二十四条**　法第四十四条第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　医師その他の医療従事者との緊密な連携の促進に関する事項 二　傷病者に係る安全管理に関する事項、医薬品及び医療資機材に係る安全管理に関する事項その他の医療に係る安全管理に関する事項 三　院内感染対策に関する事項 **第二十五条・第二十六条**　（略）	目次 第一章・第二章　（略） 第三章　（第二十一条－第二十四条） 附則 （法第四十四条第一項の厚生労働省令で定める救急救命処置） **第二十一条**　法第四十四条第一項の厚生労働省令で定める救急救命処置は、重度傷病者（その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者をいう。次条において同じ。）のうち、心肺機能停止状態の患者に対するものにあっては第一号（静脈路確保のためのものに限る。）から第三号までに掲げるものとし、心肺機能停止状態でない患者に対するものにあっては第一号及び第三号に掲げるものとする。 一～三　（略） （新設） （新設） **第二十三条・第二十四条**　（略）

附　則

この省令は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年十月一日）から施行する。

・タイガー魔法瓶株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について

＜消費者庁　2021 年 8 月 31 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/025487/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_210831.pdf
消費者庁は、本日、タイガー魔法瓶株式会社に対し、同社が供給する「PCK-A080」と称する電気ケトルに係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会(公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所)の調査の結果を踏まえ、景品表示法に違反する行為(同法第 5 条第 1 号(優良誤認)に該当)が認められたことから、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、措置命令を行いました。

・“こぼれないケトル”CMは不当宣伝 タイガー魔法瓶に措置命令

＜NHK　2021年8月31日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210831/k10013235581000.html
倒れても、お湯がこぼれない映像を使って商品宣伝していたタイガー魔法瓶の電気ケトルについて、消費者庁が調べたところ、実際にはお湯がこぼれることがわかりました。消費者庁は、消費者に誤解を与えるとして、会社に対し不当な宣伝を行わないよう命じました。
誤解を与えると指摘されたのは、大阪 門真市に本社がある調理家電メーカー、タイガー魔法瓶の電気ケトルの CM です。
CM では、商品の電気ケトルが倒れても、お湯がこぼれない様子が映像を使って紹介され「もしものとき熱湯がこぼれないように設計しています」と宣伝していました。
ところが、消費者庁と公正取引委員会が調べたところ、CM は電気ケトルにお湯を入れずに撮影していたことがわかり、独自に行った実験では、お湯がこぼれることが確認されたということです。
このため消費者庁は、消費者に誤解を与える表示を禁じた景品表示法に違反するとして、31 日、会社に対し、不当な宣伝を行わないよう措置命令を出しました。
公正取引委員会近畿中国四国事務所の真渕博所長は「電気ケトルは使い方を誤るとやけどの危険があり、お湯漏れに対する安全性は商品を選択する重要な判断の要素になる。今回の不当表示は全国向けのテレビ CM で、多くの消費者を対象に行われ、影響は大きい」と述べました。
タイガー魔法瓶「演出のつもりだった」
措置命令を受けたことについて、タイガー魔法瓶は「倒れればお湯が漏れることがあるのは認識していたが、CM は、お湯がこぼれにくい設計だということをわかりやすく伝える演出のつもりだった。措置命令を真摯（しんし）に受け止め、再発防止と信頼回復に努める」などとコメントしています。

・訪問販売業者【株式会社アクアライン】に対する行政処分について

＜消費者庁　2021 年 8 月 31 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/025489/
消費者庁は、水回りの修繕等に係る役務の提供を行う訪問販売業者である株式会社アクアライン(本店所在地:広島県広島市)(以下「アクアライン」といいます。)に対し、令和 3 年 8 月 30 日、特定商取引法第 8 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 8 月 31 日から令和 4 年 5 月 30 日までの 9 か月間、訪問販売に関する業務の一部(勧誘、申込受付及び契約締結)を停止するよう命じました。
併せて、消費者庁は、アクアラインに対し、特定商取引法第 7 条第 1 項の規定に基づき、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築することなどを指示しました。
また、消費者庁は、アクアラインの代表取締役である大垣内剛(おおこうち たけし)及びお客様相談室室長である蛭間勝利(ひるま かつとし)に対し、特定商取引法第 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 8 月 31 日から令和 4 年 5 月 30 日までの 9 か月間、アクアラインに対して前記業務停止命令により業務の停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。)の禁止を命じました。

□大災害、原発事故対策

[福島原発事故]

・福島原発事故から 10 年、森林ー河川生態系を移動する放射性セシウムの動きを紐解く

＜国立環境研究所メールマガジン 2021 年 9 月号　2021 年 9 月 1 日＞

https://www.nies.go.jp/whatsnew/20210824/20210824.html

[大災害対策]

・「備蓄食 食べられない」をなくせ デジタルで変える災害の備え

＜NHK　2021 年 8 月 31 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210831/k10013234261000.html

「あのおばあちゃん、食事を全然食べてない…」

ある女性が、避難所にいる高齢の女性に事情をそっと聞くと、腎臓疾患を患い食事に制限があるのだと打ち明けられました。やっとの思いで避難したのに、支給された備蓄食を食べられず避難所で健康を損なう人もいます。災害現場の状況を少しでも変えられないか。防災の分野でも DX＝デジタル変革が始まっています。

----＞ 末尾［付録］

・自然災害時にまさかの製品事故！？

～停電時のＣＯ中毒にも注意！～

＜製品評価技術基盤機構　2021 年 8 月 26 日＞

https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2021fy/prs210826.html

夏から秋にかけては、台風シーズンであり、接近や上陸が懸念されます。近年は、台風の大型化や激甚化・頻発化している豪雨災害もあり、停電時における燃焼機器の使用による一酸化炭素（ＣＯ）中毒、雨漏りや浸水、落雷によりダメージを受けた家電製品による火災事故が発生しています。また、災害時以降の停電が復旧した際に事故が発生する場合もあります。今回は、これらについて注意喚起を行います。9 月 1 日は防災の日、防災意識の高まりが期待されます。

近年、防災意識の高まりを背景に、自然災害への備えとして携帯発電機、ポータブル電源、カセットこんろなどを購入する人が増えています。一方、2011 年度から 2020 年度までの 10 年間に NITE（ナイト）に通知された製品事故情報※1 において、誤使用・不注意を原因とする携帯発電機の一酸化炭素中毒による事故が 12 件（うち死亡事故 5 件）あり、災害時に活躍が期待される製品の誤った使用による死亡事故が発生するおそれがあります。使用上注意すべき点を前もって確認し、いざというときの安全な使用に備えましょう。

■災害「復旧時」の製品事故を避けるためのポイント

○災害により、水がかかったり水に浸かったりしたガス・石油機器や電気製品は、そのまま使用しないでください。内部に水が残っていたり、水に混ざった泥や塩分などの異物が浸入して付着したりすることで、使用再開時に不完全燃焼や火災を引き起こすおそれがあります。

○近くの落雷で、動作しなくなったり、動作に異常が生じたりした電気製品は、使用を中止し、電源プラグを抜くか､分電盤のブレーカーを切って下さい｡雷による大電流が建物内の配線に流れ込むことで電気製品が損傷し、使用再開時に損傷箇所で発火に至るおそれがあります。

○機器や製品の使用を再開する場合には、外観や動作の異常だけでなく、異音・異臭がないかを慎重に確認し、正常に動作しない場合や異音・異臭があった場合には、直ちに使用を中止し、メーカーや販売店にご相談ください。

■災害時に活躍が期待される製品で気を付けるポイント

○携帯発電機は、一酸化炭素発生による中毒のおそれが高いため、屋内では絶対に使用せず、屋外の風通しの良い場所で使用してください。

○カセットこんろにカセットボンベを接続する際は、取扱説明書に従って正しく接続してください。接続が適切でない状態で使用すると、接続部からガスが漏れ、火災に至るおそれがあります。

○カセットこんろ全体を覆うような大きな鍋や鉄板を使用したり、カセットこんろを 2 台以上並べたりして使用しないでください。カセットボンベが過熱され、破裂するおそれがあります。

○モバイルバッテリー、ポータブル電源に強い衝撃を与えないでください。リチウムイオンバッテリーが内蔵されている場合、外部から強い衝撃があると内部ショートして発火するおそれがあります。

（※1）　消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集された非重大製品事故やヒヤリハット情報（被害なし）を含む。

・椙山女学園大ゼミ、大川小の記録映画制作　国際女性映画祭で上映へ
＜朝日新聞　2021 年９月１日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP806VQMP8ZOIPE00Y.html
【愛知】東日本大震災で多くの児童が犠牲になった宮城県石巻市立大川小学校の語り部を描いたドキュメンタリー映画が９月４日、あいち国際女性映画祭で上映される。椙山女学園大学（名古屋市）のゼミによる作品だ。コロナ禍で現地取材が制限されたが、失われた尊い命を見つめ、「教訓を未来に」との思いを込めて完成させた。

上映作品「小さな命の意味～大川小　語り部 10 年～」は、民放出身の栃窪優二教授（映像ジャーナリズム）とゼミで学ぶ４年生 10 人が制作した。

10 人は震災後にゼミ生で結成した「震災プロジェクト」の 10 期生だ。ゼミ生は代々、震災による津波で児童 74 人と教職員 10 人が死亡・行方不明になった大川小で、６年生だった次女を失い、語り部として活動を続ける佐藤敏郎さんを毎年のように取材。これまでの収録映像を再編集した。

10 人は今年１月に石巻を初めて訪ね、佐藤さんを取材する予定だった。だが、新型コロナウイルスの感染拡大で断念。栃窪さんが代表して取材に向かい、映像に収めた。映像を大まかにつなぎ合わせる「粗編集」と呼ばれる作業は栃窪さんが担当。10 人は主にナレーションを担った。

10 人は「作り手が届けるメッセージが問われる。この 10 年間で明らかになったことを自分たちの言葉で伝えよう」と話し合いを重ねた。教訓として次の備えに生かすなど「未来に意味のある出来事にしたい」と打ち明ける佐藤さんの思いをかみしめながら、遺族が市と県を相手に起こした損害賠償請求訴訟で、震災前の防災対策の不備を指摘した二審・仙台高裁判決（確定）に改めて注目。ナレーションでは「なぜ、裏山に避難しなかったのかわからないが、ひとつだけ明らかになったことがある。大川小が避難場所を決めていなかった」と指摘した。

国内外で活躍する女性作家の作品を集めたあいち国際女性映画祭で、栃窪ゼミの作品が上映されるのは、椙山女学園出身で日本女性初の五輪金メダリスト前畑秀子さんを描いた作品に続き、２年連続となる。栃窪さんは「地域の防災に必要なマニュアルの整備に着目した。未来につながる大切なメッセージを伝えてくれた」とたたえる。

現地取材がかなわず心残りを感じていた 10 人は、佐藤さんが７月に講演のために来校した際、面会する機会を得た。「震災から 10 年にかかわることができたのは、みなさんの運命かもしれない。こうした取り組みは大事だ」とねぎらいの言葉をかけられ、わだかまりをなくした。

映画祭では、10 人を代表して宇治原千尋さん（４年）が「舞台あいさつ」に立つ。震災時に小学５年生だった宇治原さんは、テレビが伝える被害のすさまじさに衝撃を受け、「何もできない」という無力感にさいなまれたこともあったという。「震災を伝える映像の制作に携わりたい」と栃窪ゼミの門をたたいた。「震災後に生まれた子どもたちや、これから生まれてくる子どもたちに記録を残したい」との思いから、制作に取り組んだという。

宇治原さんは「南海トラフ巨大地震が想定されるなか、同じ悲劇を繰り返さないためにも、歴史に埋もれさせるわけにはいかない。備え、行動することで救える命があることを多くの人に考えてほしい」と話す。

あいち国際女性映画祭は名古屋市東区の県女性総合センター（ウィルあいち）を主会場に 2～5 日に開かれる。問い合わせは事務局（052・962・2520）。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021 年９月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0yjWJWSbchg703JBY
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年９月１日版）
＜厚生労働省　2021 年９月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0yjWJWSbchg703ZBY
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港・海港検疫）
＜厚生労働省　2021 年８月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M8gwLo2q2d3mDU6hY
・検疫所職員の新型コロナウイルス感染について
＜厚生労働省　2021 年９月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-gW5aRbstj7-7GBY

◇<u>マスコミ報道　見出し</u>
・新型コロナ 国内感染 150 万人超える “第 5 波”で加速度的に拡大
＜NHK　2021 年 9 月 1 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210901/k10013237121000.html

・厚生労働省の専門家会合 「未経験規模の感染続いている」
＜NHK　2021 年 9 月 1 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210901/k10013237771000.html

・変異ウイルス「ミュー株」国内初確認 “ワクチンに影響も”WHO
＜NHK　2021 年 9 月 2 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210902/k10013238331000.html
---

[対策・予防]
◇<u>省庁発表</u>
・「都道府県別の懸念される変異株の国内事例数(ゲノム解析)」を掲載しました
＜厚生労働省　2021 年 9 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2iWZSTbMlh7ey8BY
・医療機関向け情報（治療ガイドライン、臨床研究など）を更新しました。
＜厚生労働省　2021 年 9 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-gW5aRbstj7-62BY
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021 年を更新しました
＜厚生労働省　2021 年 9 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0yjWJWSbchg7O2ZBY

◇<u>ワクチン、検査薬、治療薬等</u>
・神奈川県における新型コロナウイルスワクチンの一部ロットの接種中止について
＜厚生労働省　2021 年 9 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2iWZSTbMlh7ezMBY
・職域接種に関するお知らせ
＜厚生労働省　2021 年 9 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g3iGdTTLIkhrayURY

・神奈川でもモデルナワクチン容器から黒い異物
＜NHK　2021 年 9 月 1 日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20210901/1000069665.html
・モデルナのワクチン “異物は製造部品の金属片” 厚労省
＜NHK　2021 年 9 月 2 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210902/k10013238291000.html
・モデルナ製 接種後死亡は偶発
混入異物はステンレススチール　モデルナ、3 ロットを自主回収へ
＜朝日新聞　2021 年 9 月 1 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP9177CYP91ULFA02D.html
---

◇<u>大学等関係</u>
・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【神奈川～九州・沖縄】
＜大学プレスセンター　2021 年 9 月 1 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43302.html

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【北海道～東京】
＜大学プレスセンター　2021 年 8 月 23 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43243.html

・新型コロナ精通の医師ら育成　信州大病院に研修センター
＜朝日新聞　2021 年 8 月 31 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP8Z7TSBP8ZUOOB007.html
---

◇<u>マスコミ報道　見出し</u>
・米 学校でのマスク着用義務付け巡り激しく対立
＜NHK　2021 年 9 月 1 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210901/k10013236191000.html

****

[3] ***健康安全***

◇“在宅勤務中も禁煙”求める企業相次ぐ

＜NHK　2021 年９月１日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210901/k10013235821000.html

新型コロナウイルスの感染拡大でリモートワークが普及する中、在宅勤務中も社員に禁煙を求める企業が相次いでいます。社員の健康の維持と生産性の向上を図るねらいがあります。

このうち、証券最大手の「野村ホールディングス」は、来月からグループのすべての社員に対し、就業時間中は禁煙を求める方針を新たに決めました。

出社している社員だけでなく、新型コロナウイルスの感染拡大でリモートワークが普及する中、在宅勤務中の人も対象にするということです。

社員の健康の維持と生産性の向上を図るねらいがあり、飯山俊康執行役は「在宅でも職場でも喫煙による健康への影響は同じだ。就業中はやはり、業務に集中していただきたい」と話していました。

同様の取り組みは、流通大手の「イオン」のほか、食品メーカーの「味の素」や「カルビー」も行っています。

働く人の健康づくりを重視した企業経営は「健康経営」と呼ばれ、経済産業省も推進していて、出社の機会が少なくなった社員も含め、健康管理に努めようという企業の対応が広がっています。

****

[4] ***医薬品等***

◇後発医薬品製造所等に対する無通告立入検査を実施しました

＜厚生労働省　2021 年８月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-gQDq2K-f3GLWqBY

　厚生労働省では、このたび、後発医薬品等の製造所における品質管理・製造管理の状況を把握するため、医薬品製造業者を対象とした全国規模の無通告立入検査を実施しましたので、その結果の概要を公表します。

　この調査は、昨今の後発医薬品メーカーにおける品質問題を受け、医薬品製造所の製造管理、品質管理の実態把握及び各都道府県による調査手法の改善を目的として、都道府県が通常行う定期的な立入検査に加え、期間を定めて全国一斉での無通告立入検査を実施したものです。

　今回の調査では、沖縄県を除く全国の医薬品製造所（46 施設）への立入調査を行った結果、

（１）医薬品医療機器等法違反：１施設（一般用医薬品）

（２）ＧＭＰ省令における中程度の不備：９施設（後発医薬品）

が確認されました。なお、違反等が確認された施設に対しては、所管する都道府県において指導等が行われています。

　厚生労働省は、今回の調査結果で得られた知見を踏まえ、無通告立入検査ガイドラインを作成するとともに、今後も各都道府県と協力しつつ、無通告立入検査を継続するなど、医薬品製造業者に対する監視指導を強化していきます。

別紙　　https://www.mhlw.go.jp/content/11126000/000825332.pdf

◇調剤医療費（電算処理分）の動向　令和２年度版

＜厚生労働省　2021 年８月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M8gwLo2q2d3mDXChY

◇「令和２年度　調剤医療費（電算処理分）の動向」を公表します　～調剤医療費（電算処理分）の年度集計結果～

＜厚生労働省　2021 年８月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2iQji0KeX1GregBY

◇最近の調剤医療費（電算処理分）の動向 令和２年度３月号

＜厚生労働省　2021 年８月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-gQDq2K-f3GLVyBY

****

[5] ***農薬***

◇農薬「メトミノストロビン」に係る食品健康影響評価を公表しました

＜内閣府食品安全委員会　2021年8月24日＞
http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20210209019

◇農薬「フェンピロキシメート」に係る食品健康影響評価を公表しました
＜内閣府食品安全委員会　2021年8月24日＞
http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20210519112

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。
＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2021年8月27日＞　http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/
****
[6] ***食品安全衛生関係***
◇食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法
＜厚生労働省　2021 年 8 月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=m2CYhiUCcXV0pdAJY
　食品、添加物等の規格基準（昭和３４年厚生省告示第３７０号）の第１食品の部 A 食品一般の成分規格の６の(1)の表の第１欄、7 の(1)の表の第 1 欄及び 9 の(1)の表の第 1 欄に掲げる農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）の試験法 （同表第３欄に「不検出」と定めているものに係るものを除く。）について、次のとおり定める。
　　第１章　総則
　　第２章　一斉試験法
　　第３章　個別試験法
※「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成１７年１月２４日付け食安発第 0124001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）別添

◇デンマーク産牛肉等の輸入条件を見直しました
＜厚生労働省　2021 年 8 月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g3iAnj0aaW1WvdORY
＜農林水産省　2021 年 8 月 31 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210831.html
----
◇食品安全関係情報を更新しました
＜内閣府食品安全委員会　2021年8月27日＞
http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?year=&from=struct&from_year=2021&from_month=7&from_day=22&to=struct&to_year=2021&to_month=8&to_day=13&max=100
7月22日～8月13日の海外情報が更新された。食品安全総合情報システムで検索できる。

◇将来の不確実性を考慮に入れた飢餓リスクとその対応策の算定
＜国立環境研究所メールマガジン 2021 年 9 月号　2021 年 9 月 1 日＞
　　https://www.nies.go.jp/whatsnew/20210806/20210806.html
****
[7] ***環境安全関係***
◇日本の 2000 年から 2015 年の窒素収支を解明
　－持続可能な窒素利用の実現に向け基礎情報を提供－
＜国立環境研究所メールマガジン 2021 年 9 月号　2021 年 9 月 1 日＞
https://www.nies.go.jp/whatsnew/20210824-2/20210824-2.html
****
[8] ***エネルギー問題***
◇テレビ・温水器の省エネラベル表示が変わります
＜経済産業省　2021 年 8 月 31 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/08/20210831003/20210831003.html?from=mj
---

◇再生可能エネルギー設備等の設置状況
＜文部科学省　2021 年 8 月 31 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af6Gac3Ax12QkabK
・再生可能エネルギー設備等の設置状況に関する調査結果（概要）
　　https://www.mext.go.jp/content/20210831-mxt_sisetujo-100001897_1.pdf
・都道府県別再生可能エネルギー設備等設置校数（令和３年５月１日）
　　https://www.mext.go.jp/content/20210831-mxt_sisetujo-100001897_2.pdf
・学校設置者別再生可能エネルギー設備等設置校数（令和３年５月１日）
　　https://www.mext.go.jp/content/20210831-mxt_sisetujo-100001897_3.pdf
---

◇再生可能エネルギー設備等の設置状況に関する調査結果について
＜文部科学省　2021 年 8 月 31 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af6Gac3Ax12QkabH
調査結果
･再生可能エネルギー設備等の設置状況に関する調査結果について
　　https://www.mext.go.jp/content/20210831-mxt_sisetujo-000017613_1.pdf
･学校設置者別再生可能エネルギー設備等設置状況（令和３年５月１日現在の状況）
　　https://www.mext.go.jp/content/20210831-mxt_sisetujo-000017613_2.pdf
****

[9] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和３年度「二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素製造・利活用第三国連携事業」の二次公募について
＜環境省　2021 年 8 月 31 日＞　https://www.env.go.jp/press/109925.html
---

◇「食品企業どうしの連携」をテーマにオンラインミーティング開催　「荷主どうし」の共同配送に興味のある荷主企業の参加を募集します
＜厚生労働省　2021 年 9 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2iWZSTbMlh7ezcBY

[公募結果、意見募集結果]

◇「令和３年度除去土壌等の減容等技術実証事業」における実証テーマについて（選定結果）
＜環境省　2021 年 8 月 31 日＞　https://www.env.go.jp/press/109929.html
　　https://www.env.go.jp/press/files/jp/116684.pdf

[調査結果]

◇令和２年度末の汚水処理人口普及状況について
＜環境省　2021 年 8 月 31 日＞　https://www.env.go.jp/press/109922.html
＜農林水産省　2021 年 8 月 31 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210831.html ^
農林水産省､国土交通省及び環境省が､令和２年度末における全国の汚水処理人口普及率を合同で調査した結果、92.1%となり、前回調査より 0.4 ポイント増となりました。

◇グリーンイノベーション基金事業「製鉄プロセスにおける水素活用」プロジェクトに関する研究開発・社会実装計画（案）に対する意見公募手続の結果について
＜経済産業省　2021年8月24日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595221025&Mode=1

◇グリーンイノベーション基金事業「燃料アンモニアサプライチェーンの構築」プロジェクトに関する研究開発・社会実装計画（案）に対する意見公募手続の結果について
＜経済産業省　2021年8月24日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=620221010&Mode=1

◇「食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部を改正する件（案）」（器具及び容器包装のポジティブリスト制度導入に伴う規格の設定）に係る意見募集の結果について
＜厚生労働省　2021年8月26日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495190164&Mode=1

[統計資料]
◇石油統計速報（2021 年 7 月分）
＜経済産業省　2021 年 8 月 31 日＞
https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/sekiyuso/result.html?pk_campaign=mm_statistics
****

[10] *その他省庁発表*
◇大学設置基準及び大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令（文部科学省令第 42 号）
［官報］ 令和 3 年 9 月 1 日　号外　第 199 号　32～33 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210901/20210901g00199/20210901g001990032f.html

〇文部科学省令第 42 号
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条及び第百四十二条の規定に基づき、大学設置基準及び大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和 3 年 9 月 1 日　　文部科学大臣　　萩生田光一
大学設置基準及び大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令
（大学設置基準の一部改正）
第一条　大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
附　則 ４　平成二十二年度以降に期間（令和九年度までの年度間に限る。）を付して医学に関する学部の学科に係る収容定員を、七百二十人を超えて、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項に規定する都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に記載された大学の入学定員及び編入学定員の増加により算出される収容定員の増加のみにより八百四十人までの範囲で増加する大学（次項及び附則第六項において「医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学」という。）の専任教員数の算定については、別表第一ロに定める医学関係の専任教員数は、収容定員が七百八十人までの場合にあつては百五十人、収容定員が八百四十人までの場	附　則 ４　令和二年度以降に期間（令和八年度までの年度間に限る。）を付して医学に関する学部の学科に係る収容定員を、七百二十人を超えて、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項に規定する都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に記載された大学の入学定員及び編入学定員の増加により算出される収容定員の増加のみにより八百四十人までの範囲で増加する大学（次項及び附則第六項において「医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学」という。）の専任教員数の算定については、別表第一ロに定める医学関係の専任教員数は、収容定員が七百八十人までの場合にあつては百五十人、収容定員が八百四十人までの場合にあ

合にあつては百六十人とし、かつ、文部科学大臣が別に定める基準に適合することとして、第十三条の規定を適用する。	つては百六十人とし、かつ、文部科学大臣が別に定める基準に適合することとして、第十三条の規定を適用する。

（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部改正）

第二条　大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改　正　後	改　正　前
附　則 ［項を削る］ 3　令和四年度に令和九年度までの期間を付して私立の大学の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可（当該認可を受けるために必要な私立の大学の収容定員（歯学に関する学部の学科に係るものに限る。）を減少する学則の変更の認可を含む。）を受けようとする場合における第七条第一項の規定の適用については、同項中「当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の六月一日から同月三十日までの間」とあるのは、「文部科学大臣が定める期間内」とする。 4　令和四年度に令和九年度までの期間を付して私立の大学の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を七百二十人を超えて増加する学則の変更の認可を受けようとする者は、第七条第一項各号に掲げる書類に加え、専任教員の氏名等を記載した書類（附則別記様式）を添えて文部科学大臣に申請するものとする。 ［項を削る］	**附　則** 3　平成三十一年度に開設する専門職大学等の設置の認可を受けようとする場合における第二条第一項の規定の適用については、同項中「十月一日から同月三十一日まで」とあるのは「十一月一日から同月三十日まで」とする。 4　令和二年度以降に期間（令和八年度までの間の年度間に限る。）を付して私立の大学の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可（当該認可を受けるために必要な私立の大学の収容定員（歯学に関する学部の学科に係るものに限る。）を減少する学則の変更の認可を含む。）を受けようとする場合における第七条第一項の規定の適用については、同項中「当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の六月一日から同月三十日までの間」とあるのは、「文部科学大臣が定める期間内」とする。 5　令和二年度以降に期間（令和八年度までの間の年度間に限る。）を付して私立の大学の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を七百二十人を超えて増加する学則の変更の認可を受けようとする者は、第七条第一項各号に掲げる書類に加え、専任教員の氏名等を記載した書類（附則別記様式）を添えて文部科学大臣に申請するものとする。 6　平成三十年度に私立の大学の収容定員（東京都の特別区に所在する学部等に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可を受けようとする場合における第七条第一項の規定の適用については、同項中「前年度の六月一日から同月三十日までの間」とあるのは、「前年度の十月一日から同月三十日までの間」とする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する

◇大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示（文部科学省告示第 153 号）

［官報］ 令和３年９月１日 号外 第 199 号 41 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210901/20210901g00199/20210901g001990041f.html

○文部科学省告示第 153 号

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和３年９月１日　　文部科学大臣　　萩生田光一

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
第三条　文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、令和四年度に令和九年度までの期間を付して医学に関する学部の学科（以下「医学部」という。）に係る収容定員増を行おうとする大学が、当該大学の医学部に係る入学定員及び編入学定員（以下「入学定員等」という。）に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものである場合に限り認可を行うことができる。 一～四　　［略］ ２・３　　［略］ **附　則** １・２　　［略］ ３　令和三年度において、医学部に係る入学定員等に第三条第一項第一号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増（令和四年度に令和九年度までの期間を付して行うものに限る。）に係る学則の変更の認可を受けようとする大学が行う当該認可の申請の審査に関しては、第一条第一項第三号の規定は、適用しない	**第三条**　文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、令和二年度以降に期間（令和八年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部の学科（以下「医学部」という。）に係る収容定員増を行おうとする大学が、当該大学の医学部に係る入学定員及び編入学定員（以下「入学定員等」という。）に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものである場合に限り認可を行うことができる。 一～四　　［略］ ２・３　　［略］ **附　則** １・２　　［略］ ［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

◇令和四年度の私立の大学の学部の収容定員を増加する学則の変更の認可の申請に係る文部科学大臣が定める期間の告示（文部科学省告示第 154 号）

［官報］ 令和３年９月１日 号外 第 199 号 41 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210901/20210901g00199/20210901g001990041f.html

○文部科学省告示第 154 号

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）附則第四項の規定により読み替えて適用する同令第七条第一項の規定に基づき、令和四年度の私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可の申請に係る文部科学大臣が定める期間を次のように定める。

令和３年９月１日　　文部科学大臣　　萩生田光一

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第七条第一項の文部科学大臣が定める期間は、令和三年九月六日から九月十三日までとする。

◇令和４年度 国立大学の入学定員（予定）について

＜文部科学省　2021 年８月 31 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af6Gac3Ax12QkabL

◇令和３年度全国学力・学習状況調査の報告書・集計結果について

＜文部科学省　2021 年８月 31 日＞

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/sonota/1419141_00001.htm

https://www.nier.go.jp/21chousakekkahoukoku/index.html

****

[11] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・化学物質審議会第２１０回審査部会（Web 審議）　　９月 17 日

＜経済産業省　2021 年９月１日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/41846

1. 新規化学物質の審議について

2. その他

・農薬第五専門調査会（第１０回）の開催について　　９月８日、非公開

＜内閣府　2021 年８月 31 日＞

http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/annai/nouyaku_annai_dai5_senmon_10.html

（１）農薬 （フロラスラム）の食品健康影響評価について

（２）その他

・薬事・食品衛生審議会　医薬品第一部会を開催します　　９月３日、非公開

＜厚生労働省　2021 年９月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c4h2hcQ70ribm9ThY

・中央環境審議会大気・騒音振動部会(第 15 回)の開催について　　９月 10 日

＜環境省　2021 年８月 31 日＞　https://www.env.go.jp/press/109927.html

（１）　第五次環境基本計画の点検について

（２）　今後の大気環境行政の在り方について

（３）　報告事項

（４）　その他

・令和3年度第2回火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会の開催について　　9月1日

＜総務省消防庁　2021 年８月 27 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/info/items/210827_kiho_1.pdf

1.「火災危険性を有するおそれのある物質」への対応（案）について

2.「消防活動阻害物質」への 対応（案）について

3.その他

・「地域脱炭素に向けた改正地球温暖化対策推進法の施行に関する検討会（第１回)」・「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに関する検討会（第１回)」合同会合の開催について　　９月７日

＜環境省　2021 年８月 31 日＞　https://www.env.go.jp/press/109926.html

（１)「地域脱炭素に向けた改正地球温暖化対策推進法の施行に関する検討会」及び「地方公共団体実行計画策定・

実施マニュアルに関する検討会」の開催について
（２）「地方公共団体実行計画」制度を取り巻く状況と今後の対応について
（３）両検討会においてご議論いただきたい事項について

[開催記録、報告、資料等]

・これからの労働時間制度に関する検討会　第２回資料　　８月 31 日
＜厚生労働省　2021 年８月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M8gwLo2q2d3mDXqhY
　　資料１　裁量労働制実態調査の結果について（概要②）他

****

[付録]

◇「備蓄食 食べられない」をなくせ デジタルで変える災害の備え　　上記［1］関係

＜NHK　2021 年８月 31 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210831/k10013234261000.html

「あのおばあちゃん、食事を全然食べてない…」
ある女性が、避難所にいる高齢の女性に事情をそっと聞くと、腎臓疾患を患い食事に制限があるのだと打ち明けられました。やっとの思いで避難したのに、支給された備蓄食を食べられず避難所で健康を損なう人もいます。
災害現場の状況を少しでも変えられないか。防災の分野でも DX＝デジタル変革が始まっています。

避難所の食事 食べられない

全国のさまざまな災害現場に派遣され、管理栄養士として支援の陣頭指揮を執ってきた笠岡（坪山）宜代さん。
東日本大震災の避難所で 70 代ぐらいの女性から、配られた食事を食べられないと打ち明けられたとき衝撃が走ったといいます。

笠岡宜代さん
「腎臓疾患の方は、ふだんは専用に作られた低タンパクの食品を食べていますが、避難所ではあまり用意されていません。せっかくもらったから文句はいえない、と声に出せないで苦しんでいる人もいます。避難所と食事を取り巻く環境を変えていく必要があります」

国立研究開発法人「医薬基盤・健康・栄養研究所」の国際災害栄養研究室の室長として、災害と食の問題を発信する笠岡さんは、いわゆる「災害弱者」と呼ばれる乳幼児や高齢者、食物アレルギーがある人などへの対応が急務だと感じています。
自治体は、国の防災基本計画に基づいて食品の備蓄を行っています。
しかし、その多くを占めるのは、乳幼児や高齢者にはかたくて飲み込むのが難しい、乾パンやビスケットなどです。
さらに、国は東日本大震災や熊本地震を教訓に、すべての自治体に対して、食物アレルギーのある人でも食べられるアレルギー対応食を備蓄するよう求めていますが、多くの避難所で手に入りにくいのが実情です。
なぜ、備蓄が十分ではないのか。
笠岡さんたちの調査に対し、自治体側からは「予算がない・不足している」、「流通備蓄で対応する」、「保管場所がない・不足している」という回答が目立ちました。

笠岡宜代さん
「せっかく助かった命なのに、避難所で健康を損ね災害関連死を招いてしまうこともあります。災害発生直後では傷病者の治療が優先されがちですが、命をつなぎ健康を維持する根本が食事です。要配慮者まできちんと把握できる環境が必要です」

デジタルで被災者のニーズに応える備蓄を

こうした課題に、どのように向き合っていくのか。
北海道余市町では、DX＝デジタル変革で、避難してきた住民の細かな食事のニーズに応えようとしています。
町では、備蓄した食品を管理する IT システムをことし４月、試験的に導入しました。
このシステムでは、町が入力したデータをもとに、各避難所に、高齢者やアレルギーがある人、腎疾患の人など、特別な食事を必要とする人がどれくらいいるのか、自動で割り出してくれます。

さらに、こうした人たちに対応した特別な備蓄食の種類や数も教えてくれます。
避難所に備蓄した食品の賞味期限などもデータ化され、賞味期限が近づくと、担当者にメールが届き、食品の入れ替えもできる仕組みです。
このシステムが導入される前、余市町では、それぞれの避難の場所で備蓄する食品の管理を、すべて紙の台帳で行っていました。
しかし、人手も限られ、職員の定期的な異動もあるなか、管理が行き届かないケースもあり、被災者の個別のニーズに答えるのは難しいのが現実でした。

岡欣司主幹
「賞味期限が近づいているのに、気付くのが遅れることがありました。防災担当者がそれぞれのやりやすい方法で管理してフォーマットも一律ではないので担当者が変わると、備蓄品を入れ替える時の管理は、結構大変でした」

備蓄コストの軽減も

システムを開発したのは、東京に本社を置く IT 企業です。
この会社にはいま、さまざまな自治体から「防災 DX」を進めたいという依頼が相次いでいます。

中西洋彰代表
「人口の年齢層ごとに男女、要配慮が必要な方、傷病者の方などのデータベースと連携し、システムに事前にインプットすることで、自治体の方々はどの対象の方にどれだけの数を配慮すればいいと、そこを決めるところだけをやればいいという形になります。システムがあることによって、配慮をしていくということに大きな寄与ができるのではないかと思い作りました」

会社では、賞味期限が近づいている食品をシステムで見つけ出し、ディスカウント店などに販売したり、食堂や近隣のイベントの材料として企業に販売したりして、備蓄コストを下げるアイデアも自治体に提案しています。

備蓄と避難所運営 進む広域連携

このシステムを使って、広域防災につなげようという取り組みも始まっています。
余市町のまわりの古平町、仁木町、積丹町、赤井川村の 4 町村では、同じシステムを導入し、備蓄した食品の管理を見える化する予定です。
それによって、今後、食品を一括で購入したり、災害時に互いに食品を融通したりしようとしています。
さらに将来的には、住民が住む場所と避難所の距離、そして道路事情などさまざまなデータを共有することで、町の境界にとらわれず、最も安全で近い避難所に住民が避難できる仕組みを目指すことにしています。

齊藤啓輔町長
「人口減少や自然災害の多発化もあって、自治体の境界線ではなく、エリアで見るという視点が大事になります。例えば、普段防災に取り組む役場職員が被災しても、ほかの自治体から即座に応援に行くという体制も組めるようになります。防災というのは行政の各業務の中でも、デジタルとは少し程遠い分野でしたが、効率的な防災マネジメントができるようになれば、住民にとって最適な備えができます」

全国で動き始めた防災のデジタル変革

この IT システムは、余市町のほか、全国の 12 の自治体で導入の検討が始まっています。
このうち、南海トラフ地震への備えを進める和歌山県では、上富田町、すさみ町、白浜町の 3 つの町と南紀白浜空港が連携。
システムを使って、備蓄している食品を融通しあったり、宗教上、食の制約がある外国人の避難所での食事の対応などを検討することにしています。

DX＝デジタル変革を通じて、備蓄食品を管理する取り組み。

新型コロナウイルスで避難所運営の難しさが増す中、自治体の負担を減らすだけでなく、避難所の環境改善にもつながって欲しいと感じました。

********** 以上 **********